

毎年1月～3月に入会する賛助会員の 年会費について

2025年12月19日

毎年1-3月に入会する賛助会員の年会費支払について(1/3)

■年会費金額(一度に御請求する金額)

- 毎年1-3月に入会する賛助会員は、2025年12月11日付けの[賛助会員会費規程](#)に基づき、次年度分も合算してお支払をお願いいたします。
- 金額表や明細イメージはP.3以降に掲載しています。

■支払方法

1-3月入会の事業所

- ・入会初年度年会費 + 次年度年会費：銀行振り込み
- ・次々年度以降年会費 : 口座振替

(参考)4-12月入会の事業所

- ・入会初年度年会費 : 銀行振り込み
- ・次年度以降年会費 : 口座振替(12月入会事業所のうち、口座振替登録が間に合わない事業所は「銀行振り込み」となる場合があります)

■更新手続

- 1-3月入会の事業所においては、次年度の更新手続は不要です。

例)2026年1-3月に入会した事業所の場合、令和8年度(2026年4月～2027年3月)の年会費がお支払済となります。次回更新手續は2027年1月の予定です。

毎年1-3月に入会する賛助会員の年会費支払について(1/3)

◇毎年1-3月に入会する賛助会員は

- 年会費は、当年度分(1-3月分)と次年度分を合算してお支払。
- 支払方法は、入会時(当年度+次年度分の年会費)は「銀行振込」、
次々年度分の年会費は「口座振替」(以降同様)。
- 更新手続は、入会翌年の1月に実施。

1~3月に入会する賛助会員の年会費、支払方法、更新手續について（2026年1~3月に入会する場合）

入会 時点	2026年												2027年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	…	12月
年会費	2025年度年会費 (月割会費)												2027年度年会費 (12か月分)			
支払方法 ・ 支払 タイミング				当該年度+次年度の合算										2月27日 自動引き落とし		
更新 手續	更新 手續		入会時の 更新手續は不要										更新 手續	更新手續期間 1月中旬～2月中旬		

毎年1-3月に入会する賛助会員の年会費支払について(2/3)

■1-3月に入会した場合の年会費金額表

- 年会費割引を適用をした場合の年会費金額は以下のとおりです。

入会月	①-1 正会員団体に所属する 「中小企業」	①-2 正会員団体に所属する 「大企業」	②-1 正会員団体に未所属の 「中小企業」	②-2 正会員団体に未所属の 「大企業」
1月	15,000 + 60,000 (計75,000円)	20,000 + 80,000 (計100,000円)	15,750 + 63,000 (計78,750円)	20,750 + 83,000 (計103,750円)
2月	10,000 + 60,000 (計70,000円)	13,340 + 80,000 (計93,340円)	10,500 + 63,000 (計73,500円)	13,840 + 83,000 (計96,840円)
3月	5,000 + 60,000 (計65,000円)	6,670+ 80,000 (計86,670円)	5,250 + 63,000 (計68,250円)	6,920 + 83,000 (計89,920円)
4月	60,000円	80,000円	63,000円	83,000円

【参考】賛助会員会費規定より

年会費(年額)

	①正会員団体に所 属する場合	②正会員団体に未 所属の場合
1) 中小企業	60,000円	63,000円
2) 大企業	80,000円	83,000円

①賛助会員が、正会員団体に所属する場合

会費請求通知日が 属する月	1) 中小企業	2) 大企業
4月	60,000円	80,000円
5月	55,000円	73,340円
6月	50,000円	66,670円
7月	45,000円	60,000円
8月	40,000円	53,340円
9月	35,000円	46,670円
10月	30,000円	40,000円
11月	25,000円	33,340円
12月	20,000円	26,670円
1月※	15,000円	20,000円
2月※	10,000円	13,340円
3月※	5,000円	6,670円

②正会員団体に未所属の場合

会費請求通知日が 属する月	1) 中小企業	2) 大企業
4月	63,000円	83,000円
5月	57,750円	76,090円
6月	52,500円	69,170円
7月	47,250円	62,250円
8月	42,000円	55,340円
9月	36,750円	48,420円
10月	31,500円	41,500円
11月	26,250円	34,590円
12月	21,000円	27,670円
1月※	15,750円	20,750円
2月※	10,500円	13,840円
3月※	5,250円	6,920円

毎年1-3月に入会する賛助会員の年会費支払について(3/3)

■明細イメージ(賛助会員が正会員団体に所属する「中小企業」であって、1月入会の場合)

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

ご請求金額 **75,000 円(税込)**

消費税内訳 対象外 75,000円 (うち消費税 0円)

※ 銀行振込の手数料は貴社ご負担にてお願いいたします。

請求日 お支払期限

お振込先
銀行 三菱UFJ銀行 支店 ききょう支店
口座名義 マネーフォワードケッサイ(カ) 口座番号

お振込先は、マネーフォワードケッサイ株式会社の銀行口座です。
販売元さまの銀行口座とお間違いないようご注意ください。

記載の銀行口座へお振込みをお願いいたします。

ご請求内訳 (1/1)

品名	区分	単価	数量	金額
(取引番号: transaction-20251027-S011695)				
一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM) 令和7年度会費(消費税不課税/課税仕入れ非該当)		15,000	1	15,000(税抜)
一般社団法人工業製品製造技能人材機構(JAIM) 令和8年度会費(消費税不課税/課税仕入れ非該当)		60,000	1	60,000(税抜)

請求元



お問い合わせ先

マネーフォワードケッサイ株式会社
〒108-0023
東京都港区芝浦3-1-21 msb Tamachi
田町ステーションタワーS 21F



お支払方法変更・返金依頼・ご質問は[こちら](https://mfkessai.co.jp/kessai/buyer/ask/)

<https://mfkessai.co.jp/kessai/buyer/ask/>



- ・ 入会初年度年会費と次年度年会費を合算した金額をまとめて御請求さしあげます。

よくある御質問(1/3)

Q1 希望の月に入会できるよう調整したいのですが、いつ申請をすればよいですか。

A1 新規申請の場合、審査にかかる期間は2-3か月を目途としております。
ただし、申請内容や状況により審査が終わるタイミング(入会月)は変動しますので、
御要望に沿った調整はできかねます。

Q2 入会後に、外国人材の雇用が無くなった場合に休会することはできますか？

A2 休会制度は設けておりません。

Q3 特定技能外国人を期間限定で雇用しており、年度の途中で辞める予定です。
年会費の調整または、返金が可能ですか。

A3 理由の如何を問わず、一度納付した賛助会費についての払い戻しは行いません。

よくある御質問(2/3)

Q4

入管庁への在留諸申請時には、なにを提出すればよいのですか？

A4

JAIMの賛助会員名簿を御提出ください。

<https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/memberlist.pdf>

Q5

近々で特定技能外国人を雇用する予定はないのですが、特定技能制度の最新情報は知りたいです。

A5

2025年10月よりメルマガ会員サービスを開始いたしました。メルマガ会員への御登録は任意で、いつでもお申し込みいただけます。入会費や年会費は一切かかりません。

登録を御希望の方は、以下のURLよりお願ひいたします。

<https://www.jaim-skill.or.jp/subscribe/>

Q6

年会費の支払は、口座振替ではなく銀行振込としたいのですが、可能ですか？

A6

入会初年度については基本的に口座への振込となります。それ以降は、賛助会員会費規程により、口座振替とさせていただいています。御理解・御協力をお願いいたします。

よくある御質問(3/3)

Q7

中小企業割引を希望します。証明方法が2パターンありますが、どちらの証明方法が簡単ですか？

A7

各事業所の御事情等によって異なると考えられます。当資料とともに、自社の総務・人事部門の方に相談いただくことをお勧めいたします。

Q8

正会員団体割引を希望します。適用となる業界団体名はどこを確認すればわかりますか？

A8

正会員団体割引の申請画面で、業界団体名を検索することができます。また、JAIM HPから確認することも可能です。

https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/member_discount_guide.pdf

御不明な場合は、一度、相談窓口にお問い合わせください。